現行料金と条例で定める上限額

利用者の区分	単位	上限額(現行料金)
3市の住民等で60歳以上の者又はそ	1日	無料
の付添人(1人に限る。)		
市内に居住する60歳未満の者		200円
上記以外の者		300円

[※]令和4年度において、現行料金は条例で定める上限額と同額である。